

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約に係る  
随意契約の締結について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しましたので、下記のとおり公表します。

令和5年4月27日

経営管理部長

記

物品又は役務の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間	(1) 令和5年度山口県産業技術センター敷地内剪定除草業務 (2) 山口県産業技術センター敷地内の植栽、草地の剪定及び除草作業 (3) 令和5年4月頃～令和6年3月頃
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の名称及び主たる事務所の所在地	主たる事務所：宇部市琴芝町二丁目4-25 法人名称：公益社団法人宇部市シルバー人材センター
契約金額	1,279,934円
契約の相手方を決定した理由	見積書を提出させる者の選定に係る基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。
問い合わせ先	住所：宇部市あすとびあ四丁目1番1号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050